

医療機関等の管理者の方へ

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部長 上河原献二

### 石綿健康被害医療手帳に関する留意事項のお知らせ

平成 18 年 3 月 27 日より施行になりました石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）につきましては、制度の趣旨と手続をご理解いただき、制度の円滑な運営にご協力いただけるよう、当方が作成した「石綿健康被害者の救済への御協力のお願い」により、医師、医療機関等の皆様に対し、その周知を行っているところです。

さて、この度、認定を受けた方に対し、法第 4 条第 3 項に基づき石綿健康被害医療手帳（以下「医療手帳」という。）を交付致しましたので、被認定者の方が、医療手帳を持参され医療を受けようとする等の場合に、下記の点にご留意いただき、制度の円滑な実施にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本件について事務御担当の方へご周知下さいますよう、よろしくお願い致します。

### 記

#### 1 石綿健康被害救済制度による公費負担医療

石綿健康被害救済制度による公費負担医療は、いわゆる保険優先の取扱いとなっております。

公費負担者番号については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴う公費負担者番号の設定について（通知）」（平成 18 年 5 月 22 日付け環企発第 060518006 号）により、環境省から地方社会保険事務局等を通じて周知がなされていると聞いております。

具体的な診療報酬請求書等の記載については、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330006 号）、「「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の全部改正について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）や「「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331010 号）をご参照下さい。

## 2 他の公費負担医療との関係

健康保険法以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する給付（例 原子爆弾被爆者援護法による公費負担医療、地方単独事業で実施する医療費助成）が行われるべき場合には、その給付の限度において石綿健康被害救済制度による公費負担医療は行われません（法第 26 条第 1 項）。

他の公費負担医療制度との適用の優先順位については、「平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」（平成 18 年 5 月 8 日保医発第 0508001 号）の別紙 2 及び別紙 3、「「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331010 号）による改正後の「介護給付費請求書等の記載要領について」の別表 2 に記載されている公費負担医療制度の優先順位をご参照下さい。

## 3 石綿健康被害医療手帳への記入

石綿健康被害医療手帳の裏面中「治療期間」の欄については、治療の開始時期及び終了時期を御記入下さい。なお、被認定者の都合により治療の途中で転院する場合等、終了時期を御記入いただけない場合もあるかと思いますが、そのような場合は開始時期のみ御記入下さい。

<照会先>

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部給付課

TEL:044-520-9617